



第2期

訓子府町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

訓子府町



目 次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画の趣旨	2
2 計画の位置づけと期間	3
3 計画の策定方法	4
第2章 第1期計画の主な取り組み状況	
1 第1期計画の実績と評価	6
基本目標1 地域における子育て支援の充実	6
基本目標2 子どもの心身の健やかな成長にとっての良質な教育・保育の提供	17
基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進	21
基本目標4 すべての子どもの育ちを支える環境の整備	23
第3章 訓子府町の子ども・子育てを取り巻く状況	
1 人口等の動向	33
2 子育て支援施策に関するニーズ調査の概要	35
3 意見交換会（グループインタビュー）の概要	53
4 訓子府町の子ども・子育てを取り巻く現状課題	55
第4章 子ども・子育て支援の今後の取り組み	
1 基本理念と施策体系	57
2 施策の方向	61
基本目標1 地域における子育て支援の充実	61
基本目標2 妊娠・出産期から切れ目のない支援の充実	65
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長にとって良質な教育・保育の提供	70
基本目標4 子育てと仕事を両立できる環境づくりの推進	73
基本目標5 すべての子どもの育ちを支える環境の整備	75
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の計画	
1 教育・保育提供区域の設定	78
2 教育・保育の量の見込みと確保内容	78
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容	79
第6章 計画の推進体制	
1 計画の推進体制	84
2 計画の進行管理	84
3 計画の公表	84
資料編	
訓子府町子ども・子育て会議設置要領	86
会議開催状況	88
会議委員名簿	89

第1章

計画策定にあたって

1 計画の趣旨

わが国では、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）等に基づく「子ども・子育て支援新制度」が2015（平成27）年4月に施行され、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

訓子府町（以下「本町という。」）では、2015（平成27）年度に「訓子府町子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画といふ。」）を策定し、「ともに支え合い、安心して子育て、元気に子育ちができるまち」を基本理念に掲げ、教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどのさまざまな子育て支援事業についても提供体制を整備してきました。また本町の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、さまざまな施策を推進してきました。

今後は、幼児教育の無償化、働き方改革など、子育て家庭の暮らしのあり方が多様化し、また、社会全体として対策を図るべき子どもをとりまく貧困や虐待など、すべての子どもとその家庭が安心し、子育てすることができる環境づくりを推進する必要があります。

そこで、本町においては、第1期計画を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取り組みを計画的に推進していくため、「第2期訓子府町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さらなる子育て環境の整備を図ることを目指します。

2 計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」と一体的に策定することとし、計画の期間は、令和2年(2020年)度から令和6年(2025年)度までの5年間とします。

また、第6次訓子府町総合計画を上位計画とし、第2期訓子府町まち・ひと・しごと創生総合戦略、第2期訓子府町教育大綱など、その他町が定める計画との整合性を図り策定します。

なお、本計画では、町内に居住するすべての子どもと子育て家庭を対象とします。
(「子ども」とは、子ども・子育て支援法において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます)

【法的な位置づけ】

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村 計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援行動計画 (努力義務)
性格 特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備をめざす事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「訓子府町総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画

↓ 一体的に策定 ↓

第2期訓子府町子ども・子育て支援事業計画

【計画の期間】

H27	H28	H29	H30	H31 /R1	R2	R3	R4	R5	R6
第6次訓子府町総合計画 (H29～R8)									
第1期訓子府町子ども・子育て支援事業計画 (H27～R1)					第2期訓子府町子ども・子育て支援事業計画 (R2～R6)				
第1期訓子府町まち・ひと・しごと創生総合戦略 (H27～R1)					第2期訓子府町まち・ひと・しごと創生総合戦略 (R2～R6)				
第1期訓子府町教育大綱 (H27～R1)					第2期訓子府町教育大綱 (R2～R6)				

3 計画の策定方法

1) 訓子府町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関、団体の代表者、学識経験者などからなる訓子府町子ども・子育て会議を設置し、子ども・子育てに関する課題や今後の方向性を検討しました。

2) 子育て支援施策に関するアンケート調査

本計画の基礎資料として、小学生以下の子どもがいる全ての家庭を対象に、「子育て支援施策に関するアンケート調査」を実施しました。

対象	配布数	有効回収数	回答率
就学前の子どもがいる世帯	150	112	74.7%
小学生の子どもがいる世帯	176	113	64.2%
実施時期	平成30年10月		

3) 意見交換会（グループインタビュー）

子育て支援施策に関するアンケート結果を踏まえて、本町の子育ての現状と課題について把握するため、子どもに関わる保護者組織や子育てに関する団体を対象に実施しました。

実施時期	実施団体
令和元年7月	こども園育友会
令和元年8月	おむすびの会
令和元年9月	子育てサークル・OHANA